

議案第 1 1 号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口南児童クラブの建設による位置及び定員の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成27年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表大口南児童クラブの項中「大口町御供所三丁目258番地（大口南児童センター内）」を「大口町奈良子三丁目67番地1（大口南小学校内）」に、「75人」を「105人」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 児童クラブの利用の手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第3条 略			第3条 略		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町奈良子三丁目6	105	大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目2	75人
	7番地1	人		58番地	
	(大口南小学校内)			(大口南児童センター内)	
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	180 人	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目2 58番地 (大口北小学校内)	180 人
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	120 人	大口西児童クラブ	大口町余野六丁目44 0番地 (大口西小学校内)	120 人